

船舶事故調査報告書

令和4年7月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	同乗者負傷
発生日時	令和3年8月1日 15時40分ごろ
発生場所	千葉県館山市波左間 ^{ほさま} 北方沖 洲埼灯台から真方位083° 1.9海里（M）付近 （概位 北緯34° 58.8′ 東経139° 47.8′）
事故の概要	水上オートバイ ^{キング} KINGは、西進中、波を受けて操縦者及び同乗者が落水し、同乗者が負傷した。
事故調査の経過	令和3年8月1日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ KING、5トン未満（長さ3.08m）
船舶番号、船舶所有者等	232-46138千葉、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、特殊小型（免許証失効中）
負傷者	軽傷 1人（同乗者）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.6m、水温 25℃
事故の経過	<p>本船は、操縦者が1人で乗り組み、船長の家族（以下「同乗者」という。）1人を乗せ、館山市波左間海水浴場北東方沖で遊走した後、帰航することとし、約20ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で西進した。</p> <p>操縦者は、西日で前方が眩しかったので、薄目を開けて航行していたところ、左舷船首方からの大きな波を受けたのちに左に傾斜し、操縦ハンドルから手が離れて左舷側に落水し、座席船尾部のグリップをつかんでいた同乗者も左舷側に落水して左手を負傷した。</p> <p>操縦者は、右足が痙攣^{けいれん}して本船に乗船できず、本船から離れて漂流していたところを、通報を受けて捜索に当たっていた海上保安庁のヘリコプターに救助され、また、同乗者は、本船に再び乗船して漂流していたところを海上保安庁の監視取締艇に救助された。</p> <p>同乗者は、陸上で待機していた救急車で館山市内の病院に搬送された。</p>
分析	本船は、約20knの速力で西進中、操縦者が、西日により薄目を開けて航行していたことから、左舷船首方からの大きな波に気付かず、同波を受けたのちに左に傾斜し、操縦ハンドルから手が離れて同乗者が左舷側に落水して負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が約20knの速力で西進中、操縦者が、西日により薄目を開けて航行していたため、左舷船首方からの大きな波に気付か

	<p>ず、同波を受けたのちに左に傾斜し、操縦ハンドルから手が離れて同乗者が左舷側に落水して負傷したことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 水上オートバイの操縦者は、常に波浪の状態を監視し、西日などで前方が見づらい場合などは、進路の変更や減速を行い、波浪の衝撃を受けない進路及び速力で航行すること。・ 水上オートバイの操縦者は、小型船舶操縦免許証の更新手続を適切に行い、有効な免許証を所持して水上オートバイを操縦すること。